

2010年2月20日

公害被害者団体を蝕む民主主義圧殺の教義



「被害者救済を目指す
民主的ではばらしい当団体には、
“自由な言論”は不要」

vol. 1-3

民主主義を称えながら民主主義を圧殺する一。
特権志向集団が活用する「民主集中制」の邪悪なロジック。

1970年代以降、支援と称して被害者組織に人的浸透を進めたイデオロギー集団。彼らは、一時的な勝利から生み出された金と組織に目をつけた。彼らは、それを格好の根城にするために組織の横取りを開始し、そのためには、運動の創設者が論ずところの特に重症者への誠実な救済事業の充実的实施と加害企業への警戒心の保持等をなによりの邪魔と考えた。彼らは、変節を開始した組織の是正のために正当に意見を提示する人々に対し、様々なデマゴギーを流し、根回しと画策を行い、家族への個人攻撃に至るまで卑劣極まりないあらゆる人身攻撃とプロパガンダを展開し、規約を無視して反論の発表を物理的に阻止しながら、除名排除を強行した。

彼らは、まず、洗練された煽動手法で情報操作とマインドコントロールを展開、次第に組織の権力を掌握した。その「勝利」の最終段階で、彼らは邪魔者を抹殺するための最後のとどめとする肅清理論の展開を行った。

1984年、機関紙で以下のような欺瞞的なトリック理論が登場した。

《見出し》
守る会の組織を大切に
—親なきあとの組織強化を願って—

…（中略）…

四、言論結社の自由は近代民主主義の原則である。この自由と民主主義が戦争目的遂行のため奪われた歴史的な教訓に

たって今日の憲法が主権在民の原則にたち言論、結社、思想、信条の自由を基本的人権として確立した。

守る会も、この結社の自由によりつくり、守る会の意志で規約を定めている守る会の存在そのものが、被害者救済という運動そのものが右の民主的権利に基づくものである。つまり、言論結社の自由と守る会の組織活動を対立してみるのは正しくない。

いいかえれば自分の意見を通す為に言論結社の自由をふりかざすのでは真の民主的権利といえない。それは会員の手によってつくりあげた規約、組織原則を、会員が守ることと、社会一般、国民一般がもっている言論結社の自由との混同である。

守る会の組織を離れたところで自由をふりかざす主張は、一方では思想信条の自由を侵害し特定グループ呼ばわりをしてきた。守る会協会の「裏面体質はこうだ」といって思想信条の色分けをし、今日「つどいの結成」へとエスカレートしてきた。これらの事実をもっともしめされている。

（常任理事、組織部担当 ○氏署名論文
機関紙「ひかり」1984年4月20日号6面掲載）

見え透いた美辞麗句を陳列する癖は今も昔も変わらないようだが、まじめに読めば読むほど、何を言いたいのかわからない。実はそ

ここにこそミソがある。

美辞麗句の中に、論理的トリックを紛れ込ませる技術はなかなかのものである。日ごろからこういう欺瞞を職業活動家として実施していなければ、このようなモラルに反した政治的文章をスラスラ書くことはできない。結論から演繹的に展開しているし、偽装工作のため、センテンス間に飛躍が甚だしい。

こんな記事を新聞記者や作家が公に書けば、たちどころに世間の笑いものになるだろう。

ただ、ここには、民主主義の概念を幼稚化し、独裁主義、全体主義へスライドさせる欺瞞の悪臭が立ち込めている。歴史的な犯罪現場に残された記号としてじっくり精査する「特別の価値」があると考え。市民団体をイデオロギー的特権志向集団が乗っ取る場合の典型的な論理であり、市民主義はこのような言説に絶えず警戒を怠ってはいけないからだ。

民主主義の本質とは何か？

民主主義は、異なる意見を自由に伝え合っ



守る会総会で聴衆に呼びかける故・岡崎哲夫氏。「守る会」及び、「ひかり協会」の生みの親といえる人物である。(森永ミルク中毒事件発生から50年 及び 朝日新聞現代人物辞典解説 kotobank などを参照)

守る会へ「支援」と称して接近してきた党派系イデオロギー集団は、毎年森永から拠出される資金を元に「ひかり協会」ができると、組織への浸透工作を活性化。次第に民主集中制的「結束論」を流布して、組織内での言論に制限をかけはじめた。救済基金「ひかり協会」が重症被害者への資金供給を絞りながら専従職員の待遇アップを優先させる本末転倒した動きを問題にした岡崎氏に対し、彼らは、陰湿な誹謗中傷攻撃を開始し、ついに86年、謀略的な手法を駆使して彼を除名し、組織を牛耳った。さらに、是正の行動に踏み出そうとした当時まだ若かった被害者本人達をも次々に除名排除し、今の「もの言えぬ独裁体制」を作り上げた。

その動機と目的が、何であるかは言を待たない。彼らが加害企業とどのような関係を構築してきたか？2009年からスタートした「能瀬訴訟」で、被告「守る会」が提出した公判文書から、それらが明確に読み取れる。



て、平等で公正でオープンな議論を実施し、合意したところで約束をし、それを守っていく永遠のサイクルを基礎としている。したがって、民主主義の運動には終点がない。

さらに民主主義のサイクルを永遠に保障する民主主義的な正機能とは、完全に公開された情報にもとづいて、オープンで完全なる自由な議論が保障されることで、絶えず機能する。逆に、この前提が崩れるに比例して、民主主義は死滅する。

一方、反民主主義的行為とは、そのようなサイクルを無視し、寸断して、ひとつの意見を、他の意見を排除した形で押し通そうとするもので、これこそが「民主主義的ではない独裁的なもの」である。

例えば、さまざまな嫌がらせや、議事録の改ざんや、誹謗中傷などの個人攻撃を行う者を、民主主義の冒涇として批判する人々に対して、「言論の自由を振りかざして自らの意見を押し通す」などと愚弄して追い詰め、更なる徹底的な物理的排除を行うことを「独裁化」行為という。

独裁傾向や、批判の封殺などを行く勢力に対して、「言論の自由」という旗を、掲揚したままにするか、壁に飾るか、振りかざすか、足元で遠慮がちに振るか、後ろ手で振るか、状況に応じて、振り方は変わる。言論の自由が弾圧されているまさにその時、弾圧者に抗して「言論の自由」を「大いに振りかざす」のは、民主



義を防衛するものの権利であると共に、むしろ義務であろう。前記の記事は、それを真っ向から否定している。

しかも、被害者救済運動を長年月にわたって一身に背負ってきた人物たちを高みからあざ笑いつつ冒瀆し、侮蔑の感情を横に展開し、批判意見への無関心・無視を装う運動を拡大し、自らを優位に印象付けるマインドコントロールで民主主義の根幹を取り除いた。

これは、ナチスがユダヤ人を迫害するときに使った手法である。

「言論結社の自由」という旗を、表向きにしばしば「振りかざす」が、時と場合によっては平然と「燃やしたり」「圧殺したり」するような、民主主義をご都合主義的ツールとして貶め

るイデオロギー集団が、いかに言論の自由というものを理解していないか、はこの記事で明らかだ。言論の自由を自らの都合によって、認めたり、認めなかったりする――。それは民主主義でも自由主義でもなく、民主主義を声高に語りながら民主主義を死滅させる、「民主主義的中央集権制」という名の独裁イデオロギーである。それは、民主主義を語り、民主主義を褒め称えながら、民主主義を圧殺するというテクニクである。

民主主義とはまた、言論の自由を認めないような独裁的な者と闘う永遠の運動をさす。

民主主義的でないものは、組織、団体など、イデオロギーや宗教、政治的経済的あるいは名誉など何らかの利害がからむ人間が集団になれば、どこにでも、いつでも発生を続ける。

民主主義は、注意を怠るとすぐに崩壊する。

民主主義は、動物がその原初的形態にあらわす自然的なものとは異なり、人間があるべきものとして追求する一種の虚構（自然的原型と対比して）であり、人間はこの虚構を、言語表現とそれを伝える能力、そして約束の能力によって、リアリティに成長させる努力を何千年にもわたって行ってきた。

したがって、この虚構は、少しでも警戒心を解けば、一瞬のうちに崩壊する脆弱な傾向をもつ。

反民主主義者が、言論の自由に対し、少しでも制限をかければ、「民主主義を語る中央集権制」＝共産主義的独裁統制や、軍国主義的独裁統制、その両方を表現する「全体主義的統制」というものは、あっという間に蔓延する。

憲法を称え、組織の生い立ちを称えつつ、一転、そこには憲法規定が及ばないとする巧妙な論理トリック。

ところで、彼らは、民主主義は被害者団体組織に必要がないといきなり脈絡もなく展開す



るわけではない。

組織を乗っ取るときには、かれらも慎重かつ巧妙であった。それが最初の文章でも表れている。

まず、組織構成員のプライドや自尊心を最大限持ち上げて見くらましをする。褒め称え、これからは、金を安定的に受け取ることが最優先だよと、脇の下をくすぐりながら、現実の矛盾関係を隠蔽し、緊張感を麻痺させながら、会を支えてきた民主主義という名のハシゴをゆっくりと、静かにはずしていくのである。

「人民」向けに耳障りの良いことばをかけて籠絡させる経験が豊富なのだろう。この手のテクニックは染み付いているようだ。

まず、O氏は、我々に「民主団体」の新しい定義について以下のご説明をして下さる。

「守る会も、この結社の自由によりつくられ、守る会の意志で規約を定めている守る会の存在そのものが、被害者救済という運動そのものが右の民主的権利に基づくものである。」

一見間違っていないが、「守る会の存在と運動そのものがものすごく民主主義的である」という印象が残る。

なんだか当事者には嬉しい響きではないか？（まるでO氏、事件当初から運動に関わっていたかのような自信たっぷりの語り口調である）

しかし、この美しい響きを発する文脈の中に隠された邪悪な牙は恐ろしいほどに醜悪である。

民主主義の本質を捻じ曲げヒドラが生まれる

彼らが言うには、被害者団体は、人類がまだ到達したことのない、完全な民主主義、いや理想社会＝桃源郷を実現した団体らしい。かれらは、日本国憲法をはるかに越える、人類が今だ手にしていない完全民主制を実現したらしいのである。

O氏はこう続ける

「つまり、言論結社の自由と守る会の組織活動を対立してみるのとは正しくない。」

O氏の主張は次のようなロジックを構成している。

まず「存在そのものが民主主義」というほどすばらしい運動を進める団体内部に、“ファシズムに対置する道具として生まれた”（この解釈そのものが前述したように一面的な民主主義論）言論・表現の自由は必要ない、という流れであり、そのような印象を形成する目的である。

これがO氏が先の機関紙上で朗々と語る、一見意味不明の、実は、民主主義と言論の自由の本質をゆがめた「民主主義不要論」である。

そもそも、プロパガンダは人々に考える力を持たせるよう導くのではなく、むしろ正反対の漠然とした「印象」「心象」を残すことに全力を注ぐ「心理戦」としての戦術である。そういう意味で、この文章は、論理的思考を大切にする人間には意味不明であり、取りたてて反論する価値もない迷文であるが、情報過疎に置かれ、政治目的に誘導されやすい人々には「言い知れぬ」影響を与える内容である。そういう作為を明確に持って巧妙に配置されたシロモノである。

巧みに訓練された詭弁論理

被害者団体が、組織内部での民主主義運動を必要とせず、言論の自由も必要ないユートピアに移行したかのようにO氏が主張するのも、当時充満していた一時的成功に酔いしれる組織内部の高揚感を悪用し、現在進行している言論弾圧の本質を隠蔽して、被害者を違う方向へ誘導するためである。

同氏は、一見間違いとはいえない当たり前の





事実を大仰に展開し、被害者団体が、その出自からして、道德律の固まりであり、ユートピアであるかのように、誘導する。

「守る会も、この結社の自由によりつくられ、守る会の意志で

規約を定めている守る会の存在そのものが、被害者救済という運動そのものが右の民主的権利に基づくものである。」

ご丁寧とその前にさらに大仰に

「言論結社の自由は近代民主主義の原則である。この自由と民主主義が戦争目的遂行のため奪われた歴史的な教訓にたつて今日の憲法が主権在民の原則にたち言論、結社、思想、信条の自由を基本的人権として確立した。」

と前置きする。

…大筋間違っていないと思われるこのフレーズである。

ところが、なぜか以下のような内容に続く。

つまり、言論結社の自由（守る会は言論結社の自由に基づいて生まれた。だから…）と守る会の組織活動（の現状として何が起きているかは説明しないで…）を対立してみる（前述の「憲法の規定で生まれた組織」にわざわざ憲法規定を照らし合わせるような精神は、憲法と組織を「対立」させることであり）のは正しくない。

十分な情報が与えられない会員には何のことだかわからない。まさに現状の観察結果である「事実」を省いた上で成立つロジックである。下線相当部分では状態を表す述語が両方とも省かれている。それによって、組織内でなにか不毛な論争だけが繰り返されているイメージに誘導される。

論争の中身をオープンにして関心を持たせ、言論の自由を基準として、民主主義的理念を成

長させるのではなく、「事なかれ主義」を醸成させる目的をもった言い回しである。いろいろな組織で実験して経験則から練り上げられた彼ら特有の慣用的言い回しであろう。（※）

（※）

経験的慣用句とは言えども、この論理は詭弁論理といわれる。しかも詭弁論理の分析においては「道德律の誤謬」と呼ばれている。

論争をしていると、問い詰められて苦し紛れに言いつた屁理屈が、予期に反して、相手の反論を押さえ込んでしまう妙な経験をしたことがある人もいるだろう。言った本人もバツが悪い。通常、善良な人々は、いいすぎたと謝り、本当に意図していることは違うと訂正したり、二度と、そんな言い草はやめておこうと心に誓うものだが、人を騙すことで处世を続ける悪党は、この正反対をやる。こういった経験を、手法に切り替え、どんどん応用・洗練させ、徹底的に使い倒すのがプロパガンダであり、そのプロとはこういう人種だ。

この過程で確信的に展開されるものが詭弁論理だ。

この機関紙の記事内容の場合は、事態

中国新聞地域ニュース
「ひかり協会、救済不十分」ヒ素ミルク事件 03/7/9

■広島県の被害者父、弁護士会に申し立て

森永ヒ素ミルク事件で長女が被害を受け、重い障害を負っている広島市安芸区の山田一之さん(84)が8日、大阪市に本部を置く被害者救済団体「ひかり協会」の救済対策が不十分だとして、広島弁護士会人権擁護委員会に人権救済を申し立てた。

申し立てによると、山田さんの長女帽子さん(48)は、ヒ素ミルク中毒が原因で、身体障害と重度の知的障害がある。

一九八一年、養護学校に入学し、教育の遅れを取り戻そうと八五年、協会に祝日の訪問指導を申請したところ、認められるまでに四年以上かかった。障害者に対する年金や休業損害の支給額、死亡者遺族に対する補償額も、当初取り決めた方針より低く抑えられたままになっている。

さらに、訪問指導の遅れをただす質問状を送ったのに回答がなく、逆に協会は山田さんの行動記録を関係者に流すなど、報復とも取れる行動を取って、プライバシーを侵害した—としている。

協会は、森永が負担した資金で、被害者救済のために七四年に設けられた財団。被害者らでつくる「森永ヒ素ミルク中毒の被害者を守る会」が提唱する「恒久対策案」を尊重して、救済対策を実施することになっている。

協会の平松正夫常任理事は「話し合いを重ねて理解を得る努力をしてきた。これまでの経過や背景を踏まえ、山田さんに真意を聞いてからでない」とコメントできないとしている。

【写真説明】広島弁護士会に人権救済を申し立て、書類に目を通す山田さん

の一方の実行当事者が事態の詳細を知った上で問題の本質を隠蔽しつつ展開しているの、以下解説のとおり詭弁である。

ロジックを分解してみよう。

「A、わが会はファシズムへの反省から生まれた憲法の言論結社の自由というすばらしい精神にのっとなって誕生している。B、だからわが会の組織内で発生している問題を憲法の精神に照らし合わせて評価するという行為は、もともと民主的な精神で出発した当会と憲法の精神を対立させて考えることである。したがってそれは間違っている。」

分解すると、もう出鱈目、屁理屈の極致であるが、これは、規範文「A」の前提からその後の結論を強制的に導くやりかたであり、多くの人を騙してきた実績のある論法である。ナメてかかってはいけない。

この場合の道徳律「A」は定言命という断定的論法であるため、その命題

「A」が正しい場合は、得られる結論「B」に対して「倫理的強制力」が多分に影響してしまう心的構造がある。これが騙しにつながるトリックの要素だ。

もし、「わが会は憲法の精神にのっとなって誕生している。」とする「A」が、「B」において、「したがってわが組織では憲法の規範を犯すことをおこなってはいけない」あるいは「憲法の精神をみんなでかみしめよう」と主張するのなら、これらは正しい可能性が高い。

しかしO氏の書く「B」は、意外にも、「言論結社の自由と守る会の組織活動を対立してみるの正しくない」などというものである。通常の詭弁論理では、「わが会には憲法規定に反する行為はあり得ない」と続く。騙す場合でもである。

この文章はそもそも文脈が物理的に寸断されているのである。なぜだろう

山陽新聞 2003年6月25日付記事

ヒ素ミルク事件大会
出席許可されず
救済申し立て
倉敷の男性
森永ヒ素ミルク中毒事
件で長女が重症になった
倉敷市の男性が二十
四日、所属する被害者団
体の全国大会で発言機
会を奪われ人権を侵害さ
れたとして、岡山弁護士会
人権擁護委員会へ人権救
済を申し立てた。
申し立てによると、男性
は、一九七四年に被害者
団体と森永乳業、厚生省
(現・厚生労働省)の三
方で確認した年金や遺族
補償などの恒久対策が守
られていないとして、今
月二十二日に神戸市であ
った全国大会で発言しよ
うとしたが、出席が許可
されなかった。
男性は「主張に合わない
発言を封じ込めるもの
で、憲法で保障された表
現の自由などの基本的人
権を侵害された」として
いる。
被害者団体は「恒久対
策などについて男性に誤
解があるので混乱を避け
るため出席を遠慮しても
らった。理解してもらえ
るよう粘り強く説明した
い」としている。

か？論理的思考力をもった人が、考えることすらクダラないと思えるのも無理はない。

だが、ここは言語学的興ざめ感を抑え、我慢しながら、分解を続けよう。

繰り返すと、同文章は、同会の組織活動で発生している事態＝「行為」の観察結果を期待している読者に対して、いきなり「憲法と対立させてはならない」という主張にまで一足飛びに誘導している。

で、ここで飛ばしているのは何かである。

飛ばしているのは、先に述べたとおり「わが会の組織活動で発生している事実の観察結果」である。憲法規定に違反する行為が発生しているか発生していないかが、第二段階の「B」に来なければ、通常の論理としては「破綻」となる。

ところが、この文章は、観察結果を敢えて度外視しているのである。度外視するということは、事実認識に元から価値を置いていないということである。「A」で主張された道徳律に反する事実があるのに、その事実の存在を道徳律の定言明の効果で否定していくのが詭弁論理(ソフィズム)の常套であるが、彼はなんと、「対立してみるの良くない」と、事実上、「本会の組織活動上で発生している具体的現象」に、憲法の精神に違反する事実があることをうすうす認めているのであ



いう、典型的な事例だ。

詭弁論理では、Bにおいて、「わが会には憲法規定に反する行為は存在しない」と展開するのが通常である。言論弾圧の事実を隠す結論へ導くのが通常の詭弁＝騙しのパターンだ。

ではなぜO氏は、言論の自由が制限されている事態の発生を薄々認め、「通常の詭弁法どおりに」ではなく、わざわざ「憲法精神と当会を対立させるな」と飛躍した言説へ移行させるのだろうか。（彼らが機関紙に書く文章にはこのような論理的飛躍が多々存在する。）

実はここにこそ「民主集中制」的意思決定システムを導入しようとするイデオロギーの明確な戦略がある。

実は、この記事の詭弁は、守る会内部で実行されている言論弾圧の実体を隠蔽しようなどと言うチマチマとした目的を目指したわけではないのである。組織で生起している批判の自由への弾圧行為は、すでにいくつもの構成員により暴露されている。詳細は隠蔽できても意見発表や個人への攻撃といった生臭い事実はもはや隠すことができない状態であった。

このような状態で、彼らが、「B」において、「わが会には憲法規定に反する行為はそもそもない」と詭弁の常道を展開すれば「単なる嘘つき」になるだけでありあまりにも格好が悪い。

だから、彼らは賢明に考えた。そこで彼らは、ばれてしまったからには、開き直って、「もともと言論の自由は当会にはそれほど必要ないのだ」という理論を展開することで土台からひっくり返してやろうと考えたのである。

だから、道徳律「A」の前に、さらに美しい道徳律「AA」を置いて、

「B」を受け入れさせる心理的絨毯を敷いているのである。

言論弾圧の事実は少くく外部に漏れても痛手とは感じないくらい、ほぼ組織を掌握しつつあるという自信があったのだろう。あとはいかに自らを

る。なんともおかしい、奇妙奇天烈な展開だ。

しかし、彼はしおらしくそれを認めているわけではない。反省などしていない。問題はそこだ。彼の誘導目的はもっと上位にあるので、事実そのものを重視していないだけである。

実は、O氏は、

「言論結社の自由は近代民主主義の原則である。この自由と民主主義が戦争目的遂行のため奪われた歴史的な教訓にたつて今日の憲法が主権在民の原則にたち言論、結社、思想、信条の自由を基本的人権として確立した…」（便宜上＝AA-ダブルAとする）

などと、道徳律Aの前に、誰でも知っている事実をあえて長々と展開する。それは、決して親切心からではない。朗々と語られるこの「解説」には、もっとよこしまな目的がある。

「A」の前に配置されたこの「AA」の目的は、道徳律「A」のカンフル剤であり、後半の欺瞞的な論点Bを正当化する心的影響力を徹底的に強化するために配置されたフレーズである。美辞麗句の羅列には注意が必要であると

美しくみせつつ、目的を一気に達成するか、であったのだろう。

言論弾圧がばれてしまったからには、その本質を会員が理解する前に、同会から、憲法で規定された民主主義の精神そのものを一気に抜き取り、邪魔者包囲網を会の「世論」という形で形成し、孤立化させて追い詰め、主導権を奪取しようとしたのである。

この戦略目標は大きい。そういう意味で、個々人の保身や出世意欲より、どちらからという、何者かがあらかじめ水面下で組織的に協議し合意を取り付けた上で、自信をもって展開されていることが想像される。そうでなければ、言論弾圧の事実を半ば認めつつ、開き直る大胆さは生まれない。「嘘つきは、泥棒のはじまり」だからだ。

会内部から民主主義について議論する環境と風土を一気に除去してしまえとする政治目的の実行…それは誰彼の個人的保身や思いつきでできるものではなく、高度に戦略的なものだ。これが“憲法と当会を比べるな”という突拍子もなく飛躍した論理展開を、「B」において敢えて行える傍若無人な精神の背景として考えられる事情であろう。

要するにこの記事は、

「公害被害者団体は、結社の自由という憲法で組織を作ったのだから、その団体内部で言論の自由が否定されたからと言って、憲法を精神を持ち出すのは間違っている。」→今後言論の自由を持ち出すことは許さない。

と声高に叫んでいるのである。ここまで解説すれば、暴論であることは明白である。そして今現在、まさに被告組織で発生していることの生き写しではないか。

作為的な道德律の心的強制力を悪用しない、

徳島裁判で森永告発に協力しよう

前記、徳島裁判の進展
 一部は全国の会員被害者皆さ
 まに對し、つぎのとおり訴
 え、積極的な協力お申出
 を待ちます。
 (該当者は至急、手紙また
 はハガキで直接本部へ申し
 出て下さい。各府県支部は
 該当者を調査し、または勧
 誘して、本部に報告して下
 さい。)

一、死亡被害児のご家族は
 明らかにしたい被害児の
 死亡当時の状況および経
 過。
 二、重症被害児の父兄で、
 法廷に出て証言したい希
 望の方。その際、当の被
 害児も出廷させることの
 可否も併せてお知らせ下
 さい。

「守る会」本部では、右各
 項の氏名、状況、希望をま
 とめて、徳島地方検察庁に
 申入れをし、「被害児救済
 のための裁判」の実をあげ
 るよう働きかけたいと計
 画しています。

**対策会議、4月25日
に第一回準備会!!**

「岡山県森永ミルク中毒
 対策会議」の第一回結成準
 備会が、四月二十五日午後
 二時から、岡山県中央労働
 会館で開催されます。
 参加団体は、総評、国労働
 男、自治労、各政党ほか

正しいモラルに基づいた論理展開は以下のようになる。再度掲示しておこう。

「公害被害者団体は、結社の自由という憲法で組織を作ったのだから、その団体内部では言論の自由を守らなければならない」

論理的視点からみても、正しい論理に従って記述すれば、O氏の主張とは正反対となる。

ちなみに、ここで取り上げている

「AA」+「A」→「B」
 は、以下の読み替えができる。

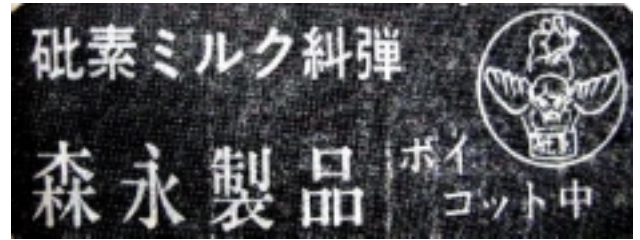
→「暴力や詐欺や人権侵害は組織や人の一生を傷つける重大な結果をもたらす許しがたい犯罪であり憲法や民法・刑法はそれらを禁止している。従ってそういう不法行為はみんないけないと思っている。わがA社もそういう憲法の精

神を認めて日本国内で営業する粉ミルク製造会社であり、いわば赤ちゃんの成長に貢献するとりわけ慎重な営業を行っている。見方によっては、人助けの会社である。だから憲法の問題で運営されるわが社は、最大の競合他社であるB社をしのいで消費者に支持されてきた。こういうわが社に、人を欺いたり、ましてや粉ミルクに毒物を混入させる不祥事などおこりようがない。当然、製造や経理上や人事上で、法令上の不正や会社を弱体化させるような意図的な謀略など起こりようがない。

最近、“経理や人事に特別背任に起因する不正がある”と指摘する内部告発者がいる。だが、前述のような、わが社の生い立ちと事業内容を考えれば、“わが社に不正が発生している”などと主張すること自体、憲法の問題にのって出発したわが社を、憲法や諸法規の問題と対立させる行為であり、間違っている。

したがって、私は内部告発者集団がこれ以上自由に主張できないように根回しを徹底し、物理的に排除しようとしたが彼らは頑迷である。彼らは、言論の自由を振りかざして意見を主張する。だが、結論はもう出ている。憲法の問題をわが会で主張することは、先ほど「わが社を憲法と対立させるのは、間違っている」と述べたとおり、間違っているのである。

彼らが間違っている証拠は



さらに有る。それは、彼らに言論の自由を認めず排除しようとしたとされる私だが、B社社長が本業とは別に主催する宗教団体の熱心な信者だと非難することである。私がB社社長が教祖である宗教を熱心に信奉していてもそれは自由であろう。私がB社社長の信者であるから当社の不正を明らかにする動きを弾圧するのだ、と指摘すること自体が思想信条の自由の侵害である。だから内部告発者集団は憲法の問題からみて明らかに間違っている。だからかれらには言論の自由はない。」という論理構造に近い。けったいな循環理論もどきである。

詳細な説明を省略し、抽象的に単純化すると

「詐欺は人を傷つける悪行である。従って、立派な当社には詐欺など発生しない」となる。

長くなったが、人間の中にある倫理遵守へのきわめて強い願望を逆手にとって、事実とは異なる非現実を現実感として認識させるトリックである。（なお、この事例の場合、正しい論理形式の一例は、「不正をごまかす詐欺はみんないけない」と思っている。（わが社はいたいけな赤ん坊の粉ミルクを製造している会社である）だからわが社では不

正を行ってはいけない」である。
倫理的な指針をあらかじめ、わざと、強調主張することで、多くの人が、実際に発生している、それとは反対の、都合の悪い事実や情報を認識できないように誘導させる場合に多用される「悪の心理学」を組み込んだところの詭弁論である。

恒久救済対策案は、情報公開を基礎とした民主主義の力によって獲得された。

守る会の運動は、1970年代までは言論表現の自由と情報公開を最優先し、総会での発言規制もなく、社会に開かれた極めて民主的な組織だった。討議の内容や過程はメディアに公開され、決議内容は翌日の新聞に公開されるという徹底した透明性保障のシステムであった。それが、組織の末端にいた被害者の意見をも、細かく迅速に吸い上げる機能を発揮し、被害者団体のフラットな結束を導き出した。（現在とは正反対である。）

つまり、守る会組織が、加害企業からの買収や謀略で、何度も弾圧されるなか、（現在ではすでに除名排除された）リーダーはそれに対抗する組織原則として、ボリシェビキ統制を採用しなかった。

彼は軍国主義と、スターリン主義の両方を戦時中に体験した。だから、共産主義的な民主集中制＝独裁統制システムではなく、逆に、徹底的に情報公開と言論の自由を保障することで、広く国民に開かれた活動を展開し、森永告発などの市民運動に支えられ果実を手にした。広く開かれた煩雑な過程を大切にする取り組みだからこそ、いろいろ議論や摩擦も当然発生するが、それは民主主義プロセスが息づいている証である。

この「公開された力」が、加害企業森永の策動をあきらめさせ、画期的な恒久救済対策案の成立に導いたのである。

ボルシェビズムという民主主義を語りながら中央集権統制を行う独裁でもなく、単なる官僚的ワンマンでもなく、そのどちらでもない組織形態を苦しみの中から生み出し、被害者運動に適用し、その巨大な成果に導いたのである。

その成功の果実を横取りしようとするものは、構成員の天下り先として、恒久救済対策案から生まれる金と組織に目をつけた。

残念ながら、第二次世界大戦の生き残りのイデオロギーは、冷戦構造をバックに、中央主権的統制のイデオロギーを注入してきた。彼らは、公害加害企業からの弾圧、---しかも、戦後日本においてもっとも醜い過酷な弾圧を展開した加害企業のひとつ---を跳ね除けたところの、日本の民主主義的市民運動の最高の果実のひとつを、時代錯誤の民主集中制イデオロギーの最後の残滓とその延命のために、奪い去ったのである。

これに対して、言論の弾圧を展開するO氏は、従来、「言論の自由を最大限保障することを担保とした民主的運営」のもと発展してきた組織に関して、その発展の源泉をまず否定する。そして、組織を今後、より「大切に」し、更なる使命の実現のためには、憲法の理念を守る会に適用したりすることを厳に慎み、言論の自由を主張すべきではない、というのだ。

彼は組織の発展のためには、これまで言論の自由を最大限保障してきた組織のリーダーを「彼は、外部世界にしか必要のない言論の自由を、組織内部に今後も維持しようとする



から」という理由で、「言論結社の自由を振りかざすもの」として排除・追放しなければならないというのだ。それが組織を大切にする要だというのである。

組織内部で発生している事実は詳しく知らなくても良い。まず、自らが所属する集団の民主・非民主の定義づけからすべてがはじまり、“民主的な感じのする団体であれば、言論・表現の自由は制限されても良し”、なのだ。別名、「目的は手段を正当化する」考え方。これこそ民主集中制の中心的イデオロギーである。

再度彼らの主張を拝見してみよう。

…言論結社の自由と守る会の組織活動を対立してみるの**は正しくない**。
いいかえれば**自分の意見を通す為に言論結社の自由をふりかざすのでは真の民主的権利といえない**。…

やはりすこぶる、意味不明である。これを少し単純化し、具体化して、対照表現を反語に変換すると、その構造がわかりやすくなる。

…

憲法で禁止されている言論の自由の侵害行為と、
守る会組織の運営上で批判の自由を認めないことを、
同一視するのは**正しくない**。
言い換えれば、**自分の意見が公表されず、組織内で圧殺されるからといって、それを言論の自由の侵害だと抗議することは、民主主義では認められていない**。…

要するに、「憲法が適用される一般社会の民主主義を、わが組織には適用するな」である。だれがみても、こっけいな珍論だ。

批判意見をいかにも駄々っ子であるかのように愚弄し、それを論すような書きっぷりで批判の自由への弾圧を正当化するこの欺瞞表現は、本来、独裁国家が民衆に対して投げつける類のものであり、民主主義を不要とする

プロパガンダそのものである。

民主主義は発展すると自ら死滅をはじめ…？らしい。聞きかじりの粗悪な唯物弁証法的思考方法が価値観として透けて見える。

市民運動への支配介入時に展開される理論として今後も警戒が必要だ。

民主主義を凶暴に弾圧するものが、自らの背景思想を指摘されると、一転「思想信条の自由の侵害だ」とキレて見せる演技の裏側。

ところが、民主主義の精神にのっとり、民主主義と言論の自由を否定する集団のイデオロギーを非難すると、「**自由を振りかざす主張は、一方では思想信条の自由を侵害し、特定グループ呼ばわりしてきた**」と逆切れして見せる。（しかし、これは演技である）、批判の自由を行使する人々があたかも思想信条の自由を否定しているかのようにすり替える手法。70年代を経験された賢明な国民には「ピンとくる」使い古されたイデオロギー集団の手法であり、慣用句化している。

批判され、凶星を衝かれると、「思想信条の自由の侵害だ」とキーキー言うのは、古今東西、「民主集中制」の信奉者だけであろう。

当時、民主主義を防衛しようと、弾圧者の思想的背景を明快に「特定党派のスターリン主義」と指摘しただけであり、批判者は、そのような思想信条の自由は当然のことながら認めている。

憲法に定める思想信条の自由とは、信条思想を理由に、権力によって不当に排除され、いわれなき不利益をこうむることをいうのであって、己の思想への指摘・批判を排除するための規定ではない。

むしろ、政治的思想をもったものが、その思想に基づいて、無垢の市民に噛み付き、先

制攻撃的に言論の自由を弾圧すれば、事情は違う。その思想的源泉を含めて手厳しく徹底的に批判されるのは当然だ。思想信条に基づく行動集団は、その所業が民主主義を冒涇した場合、いつも批判の被対象者として存在しうるのである。

スターリン主義者であっても、思想的コスプレ趣味だけで、言論弾圧までしなければ、笑って済まされるだけであり、そもそも批判される動機もない。

ところが、自らの所業を棚に上げ、抗議のレジスタンスを弾圧しておきながら、「特定政党のなせる業」と指摘されることを「思想の自由の侵害」と言うにいたっては、もはや思想的無節操の極致である。大昔には色分けされることを名誉とした時期もあったろうに。偽装浸透が常態化した戦後の生み出した無節操である。

時々国会で政権与党が数の論理で議論を拒否し強行採決をするときに、それを暴挙だと野党は激しく糾弾し、時には実力行使もするが、O氏にしてみれば、こういった野党の態度は、言論の自由を振りかざして与党の方々の思想信条の自由を侵害する許しがたい行為であり、こういう野党の行為は民主主義的権利ではない、こんな野党は国会から排除しなければならない、ということになるらしい。つまりO氏の論理では、戦後憲法で発足した国会でガチャガチャ議論をふっかける野党勢力は真っ先に国会から排除されるべきだということになる。

いったん権力を握り、立場が変わると、彼らは、「加害企業との協調」を異様に叫びつつ、一方で、まともな救済を実施せよと抗議する被害者家族の正当な批判活動を「救済への混乱と妨害を持ち込んでいる」と毒つき、手段を選ばず、質問への無視、発言権の剥奪、徹底的な嫌がらせを展開してきた。これを裁判所でも、まったく正しいと主張し続けている。

このような都合主義的イデオロギー集団によって弄ばれるわが国の民主主義の未来には隠れた危機が潜んでいる。

「閉じた社会のイメージ」を 刷り込まれるという「罠」

自称ユートピア団体を運営する集団たち。彼らは、すばらしそうな目的が看板として掲げられていれば、内部には言論の自由など必要ない、と主張する。

この「外部」と「内部」というロジックの使いわけ＝すでにこの時点で被害者は不幸にも、自らを傷つけた張本人・コンプライアンス欠如企業の世界観を刷り込まれてしまったのであるが＝が彼らの常套手段であり、このような邪悪なトリック的ロジックを提起された被害者は、被害者団体があたかも「外部世界に対立する閉じた内部世界」であるかのように誘導されてしまう。国民の支援によって、一時的な勝利を勝ち取った被害者運動が、果実の獲得後は、あたかも「閉じた利益共同体」として、説明責任も情報公開も積極的に果たさず、自己利益を追求し、閉じた世界として存在しても良いのだと信じ込まされた。

一般世界には民主主義を声高に要求し、我こそは「プロレタリア人民」の利益代表者であるかのように装い、内部では、「運動の発展のためには、煩雑な手続きを尊重する民主主義など邪魔だ」「非民主主義的プロセスによる決定であろうが、決定は決定。決定したものの勝ち。それに異論を唱える人間は組織外に物理的に排除すべき」と主張する。これが「戦う組織を大切に強化すること」だ、などと御託宣を並べる集団がある。それらは、外部世界の民主主義と内部世界の民主主義とは別物だと言い放ち、衛星国には戦車を送り込んで言論の春をつぶしながら、西側の民主主義を非難してきた。資本主義を攻撃しながら資本主義でもためらう前近代的な収容所を経営した。20世紀初頭から世界の半分に巨大な粛清・殺戮と自由の封殺、社会の沈滞をもたらした同義の論理である。

一見、誰が見ても美しいスローガンを掲げていけば、その組織内部には民主主義はいらない、と主張する集団。まぎれもなく全体主義イデオロギーが常用する政治的詐欺の手法である。その牙は、当然ながら組織内部の人々と「外部世界」の批判者に向かって剥かれてい

る…。

追記)

今後、状況に応じて、さらに具体的な物証を取り上げながら、政治イデオロギー集団による公害被害者運動への介入と乗っ取り、そしてそれを十分に知っていながら監督も是正もしようとしない、所謂「共犯者」集団、そして、それらの背後にいて、糸を操る黒幕の素性についても、詳細な分析を加えていきたい。

(丁)

